

神福監第2930号
令和8年1月30日

指定地域密着型サービス事業所 管理者様

神戸市福祉局監査指導部
介護保険サービス・法人指導監査担当

神戸市運営推進会議運営指針の改正について(周知)

平素は、本市介護保険事業の運営にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、神戸市運営推進会議運営指針（以下「指針」という。）を改正し、下記のとおり取り扱いを変更いたしましたので、各事業所におかれましては適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正概要

毎年4月末までに求めていた、運営推進会議開催状況報告書による本市への報告を不要としました。

2. 施行日

令和8年4月1日

※令和7年度の運営推進会議開催分から報告書の提出は不要です。

3. 留意事項

- 各事業所において定めている運営推進会議設置運営規程等に、本市への報告について規程されている場合は、当該条文を削除する等の改正を行ってください。
- 運営推進会議の開催、記録の公表及び保管等は、引き続き必要です。

4. 参考

本市ホームページ（運営推進会議運営指針）に改正後の指針等を掲載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaittsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/uneisisin/index.html>

神戸市福祉局監査指導部 介護保険サービス・法人指導監査担当
(居宅通所指導担当・施設指導担当)
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

※制度に関する質問は、専用の質問フォームよりお願いします。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/20220104situmonn.html>